

2017年12月17日

関係各位

伊方原発運転差し止め決定を支持する声明

日本科学者会議  
全国常任幹事会

12月13日、広島高等裁判所は、広島、愛媛両県の住民が求めた四国電力伊方原子力発電所3号機の運転差し止め処分抗告審で、広島地裁の決定を覆し、来年9月末までの運転差し止めを命じる決定をしました。

四国電力が行った伊方原発周辺の地質調査や火砕流シミュレーションでは、火砕流が伊方原発の敷地に到達した可能性が十分小さいとは評価できないとし、立地は不適で、敷地内に原発を立地することは認められないと断定しました。また最大規模の噴火でなくても影響の想定が過小だと四国電力を批判し、原子力規制委員会の「火山ガイド」の判断基準の枠組みの変更は許されないともしました。この判断は、過去に火砕流が到達したと見られる九州電力川内原発、玄海原発、中国電力島根発電所、北海道電力泊原発の立地評価にも影響を及ぼす可能性があるだけでなく、火山大国日本の原発存在の根本を問いかけるものとなっています。とりわけ福岡高裁宮崎支部や広島地裁が「社会通念」をもって「極めて低頻度」な危険性を容認してきたことを真っ向から批判したもので、この判断の意義は極めて大きいといえます。

日本科学者会議はこの判断を心から歓迎します。ただし、火山以外の争点について「新規制基準は合理的」とした点は残念といわざるを得ません。

日本科学者会議は創設間もないころから欠陥だらけの原子力発電技術を批判してきました。そして本年5月の大会でも声明を発表しました。その声明の指摘は以下のとおりです。

「福島原発事故は‘原発安全神話’を崩壊させた。科学技術面でも経済運営面でも環境安全面でも労働衛生面でもテロ対策面でも、産業としての原発が成立しないことが露呈した。原発は、現在未完の‘有望技術’などではなく永劫未完の‘欠陥技術’である。にもかかわらず、政府・財界・電力会社は、原発再稼働に固執し、原子力規制委員会に破綻済みの‘原発安全神話’を継ぎはぎした新規制基準を作らせ、避難計画の策定も不十分のまま再稼働に向け暴走している。九州電力は川内原発1・2号機の、四国電力は伊方原発3号機の運転を再開し、そして今、関西電力は高浜原発3・4号機の再稼働を強行しようとしている。」として「巨大な放射能公害を避ける唯一無二の道は、一人ひとりの人格権を保障する原発ゼロ社会の建設以外にない」

原発運転差し止めの判断が高等裁判所からはじめて出されたことは、訴訟にかかわってきた多くの関係者や原発のない国を作ろうとする人々を勇気付けるものです。この決定を一步として、原発のない国づくりを、また原発被災者支援の行動を強めていきましょう。

以上